

# 設計変更ガイドライン

設計変更手続きの明確化

令和元年11月  
栗島浦村

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| 1. 策定の背景と目的                                    | 1  |
| (1) 土木請負工事の特徴                                  | 1  |
| (2) 発注者の留意事項                                   | 1  |
| (3) 受注者の留意事項                                   | 1  |
| (4) 設計変更の現状                                    | 2  |
| (5) 適切な設計変更の必要性                                | 2  |
| (6) 契約図書への位置づけ                                 | 3  |
| 2. 設計変更が不可能なケース                                | 3  |
| (1) 基本事項                                       | 3  |
| 3. 設計変更が可能なケース                                 | 4  |
| (1) 基本事項                                       | 4  |
| (2) 留意事項                                       | 4  |
| 4. 条件明示等に関する設計変更                               | 5  |
| (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合                           | 6  |
| (2) 設計図書の表示が明確でない場合                            | 6  |
| (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と<br>実際の工事現場が一致しない場合 | 6  |
| (4) 設計図書の照査及びその範囲を超えるもの                        | 7  |
| (5) 設計変更手続きフロー                                 | 9  |
| 5. 工期に関する設計変更                                  | 11 |
| (1) 工事の中止の場合                                   | 11 |
| (2) 受注者からの請求による工期の延長                           | 13 |
| (3) 発注者の請求による工期の短縮                             | 14 |
| 6. 設計変更に関わる資料の作成                               | 15 |
| (1) 設計照査に必要な資料作成                               | 15 |
| (2) 設計変更に必要な資料作成                               | 15 |
| 7. 条件明示について                                    | 16 |
| 8. 指定・任意の使い分け                                  | 19 |
| (1) 基本事項                                       | 19 |
| (2) 留意事項                                       | 19 |
| (3) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲                       | 20 |
| (4) 指定仮設と任意仮設の定義                               | 21 |
| 9. 関連事項  | 21 |
| (1) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決                         | 21 |
| 巻末資料   | 22 |
| (1) 設計変更に関する用語の定義                              | 22 |
| (2) 概算金額の記載方法                                  | 22 |

## 1. 策定の背景と目的

国では、平成26年6月の改正品確法の施行を受け、公共工事の品質を将来に渡って確保するため、建設業の中長期的な担い手を育成・確保することが明記され、「発注者責務の明確化」として、「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更」が示されました。

新潟県では、設計変更等の手続を適性かつ円滑に行うため、土木工事及び調査・測量・設計等業務におけるガイドラインをそれぞれ平成28年5月及び平成27年12月に策定し、建設工事における県及び契約の相手方の責務を明らかにしています。

こうした背景のもと、粟島浦村においても受発注者間の変更手続が円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する運用指針として、設計変更ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものです。

### (1) 土木請負工事の特徴

土木請負工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物が、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有しています。

### (2) 発注者の留意事項

設計積算にあたって、「特記仕様書」に記載されている工事内容に関係する項目については、「7.条件明示」を参考に条件明示するよう徹底します。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るようにします。

### (3) 受注者の留意事項

工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し、進めることが重要です。

#### (4) 設計変更の現状

〈 契約図書※1に明示されている事項 〉

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、約款の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがあります。

〈 任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項 〉

任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、その変更対応が問題となっているケースがあります。

|   |
|---|
| ※1 契約図書とは、契約書、標準仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、工事数量総括表をいう。 |
|---|

#### (5) 適切な設計変更の必要性

土木工事の施工において、その自然的・社会的条件は複雑かつ多様であるため、契約時点で定めた設計図書の条件が現地と異なる場合には設計変更が必要となります。

建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）において「発注者及び受注者は、この約款に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と定め、設計図書の変更については、「発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならないと定めています。

適切な設計変更は、改正品確法において「請負契約の当事者が公正な契約を適正な額の請負代金で締結する」ことが基本理念として示され、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が発注者の責務として明確化されました。

さらに、発注関係事務の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）では、発注者が必ず実施すべき事項として、「現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成する」及び「施工条件の変化等に応じて、必要と認められるときは、適切に設計図書を変更する」ことが示されました。

## （6）契約図書への位置づけ

ガイドラインは契約の一事項として扱うこととし、「特記仕様書」に、その旨を記載します。

## 2. 設計変更が不可能なケース

### （1）基本事項

下記のような場合においては、原則として設計変更できません。但し、災害等における臨機な対応については、約款第26条により、この限りではありません。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と事前に「協議※2」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答（「指示」）がない時点で施工を実施した場合。
3. 「承諾※3」で施工した場合  
約款・新潟県土木工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。  
（約款第18条～24条、新潟県土木工事標準仕様書1-1-1-15～1-1-1-17）
4. 口頭だけの指示や協議の後、正式な書面による指示や協議がない場合。

※2 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

※3 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

### 3. 設計変更が可能なケース

#### (1) 基本事項

下記の場合は、原則として設計変更が可能です。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等の現場条件が、現地で確認された場合。（ただし、所定の手続きが必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 発注者による「指示」、受発注者間の「協議」に基づく発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施させる場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。
6. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。

#### (2) 留意事項

設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意します。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して設計変更にあたる。
2. 予定する設計変更の変更見込み額が請負代金額の30%を超えるおそれのある場合は、当該工事と分離できない理由を明確にする。
3. 契約変更の手続き前に行う必要のある作業を指示する場合は必ず書面にて行う。
4. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う。ただし、軽微な設計変更の場合は、工期の末にまとめて契約変更を行えることとするが、途中、それらの合計額が請負代金額の20%を超えると見込まれる場合や変更工種を部分払いの対象とする場合は、その時点で契約変更を行うことが望ましい。
5. 以下の事項に留意し、概算金額の記載を行う。（巻末資料参考）

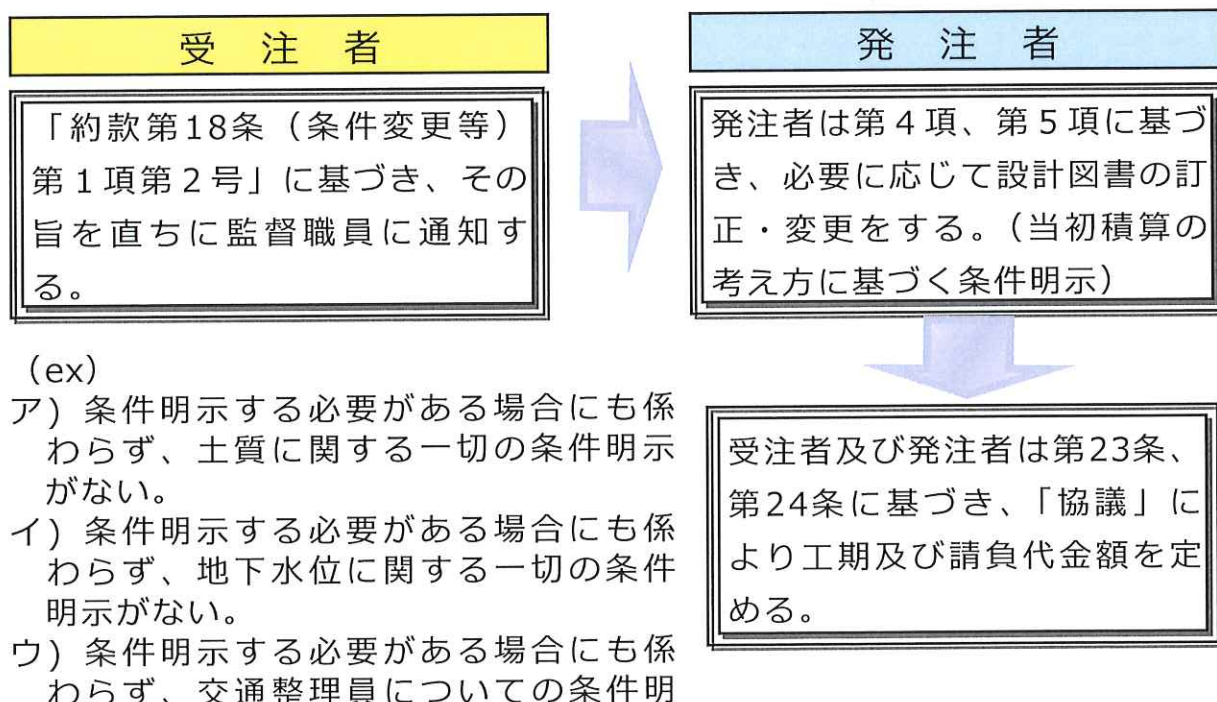
- ① 受注者から協議があった場合は、受注者が見積書を提出した場合に限り、その見積書を参考にして概算金額を記載する。
- ② 受注者からの協議によらず、発注者が指示する場合でも、概算金額を記載する。記載できない場合は概算金額を通知できる具体的な日（「…日までに通知する」）及び記載しない理由を記載する。
- ③ 記載する概算金額は「参考値」であり、変更契約代金額を拘束するものではない。
- ④ 概算金額の根拠、出典先や算出条件等を明確に記載する。

## 4. 条件明示等に関する設計変更

### (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (約款第18条第1項第2号)

受注者は、設計図書の内容が誤っていると思われる場合は発注者に確認し、発注者はその内容を確認のうえ、必要に応じて設計図書を訂正する必要があります。

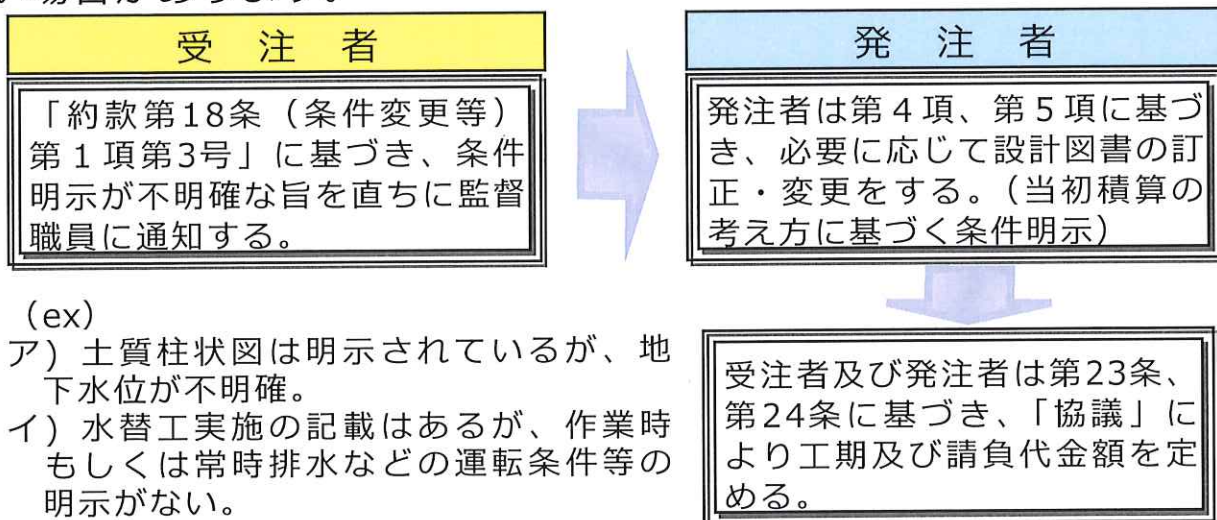
また、設計図書に脱漏がある場合は、受注者が勝手な解釈や判断により施工を続けるのではなく、まず発注者に内容の確認をしてください。発注者は、確認後すみやかに脱漏部分を訂正します。



## (2) 設計図書の表示が明確でない場合

### (約款第18条第1項第3号)

「設計図書の表示が明確でない」とは、表示が不十分、不正確、不明確のために、工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合であり、発注者に内容を確認しないまま、受注者が勝手に判断して施工した場合は、設計変更の対象とならない場合があります。

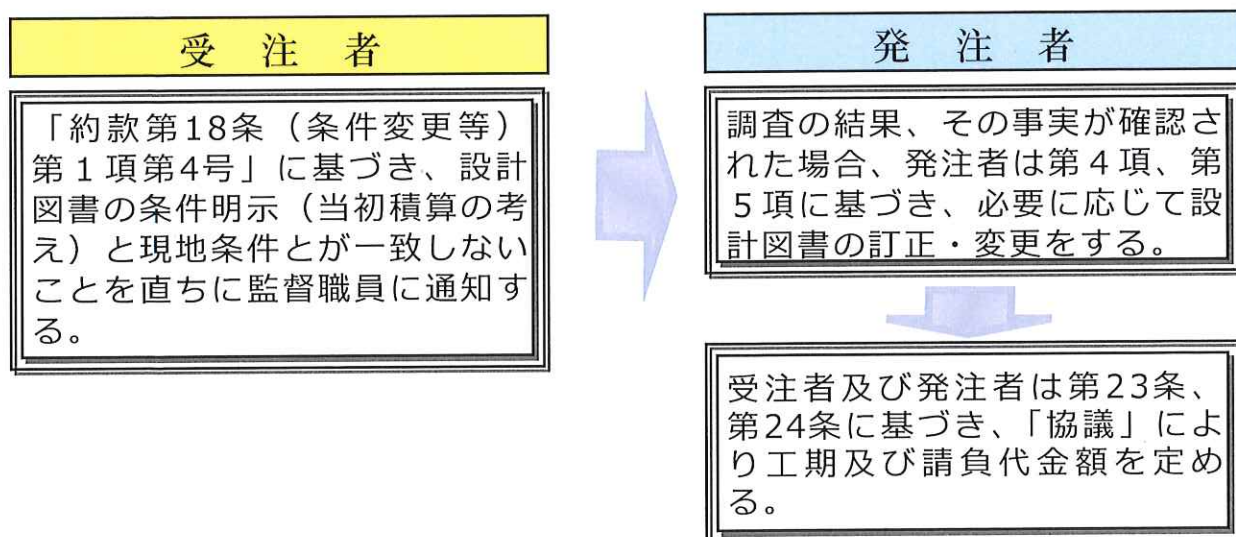


## (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

### (約款第18条第1項第4号)

自然的条件とは、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などをいいます。

また、人為的条件とは、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられます。



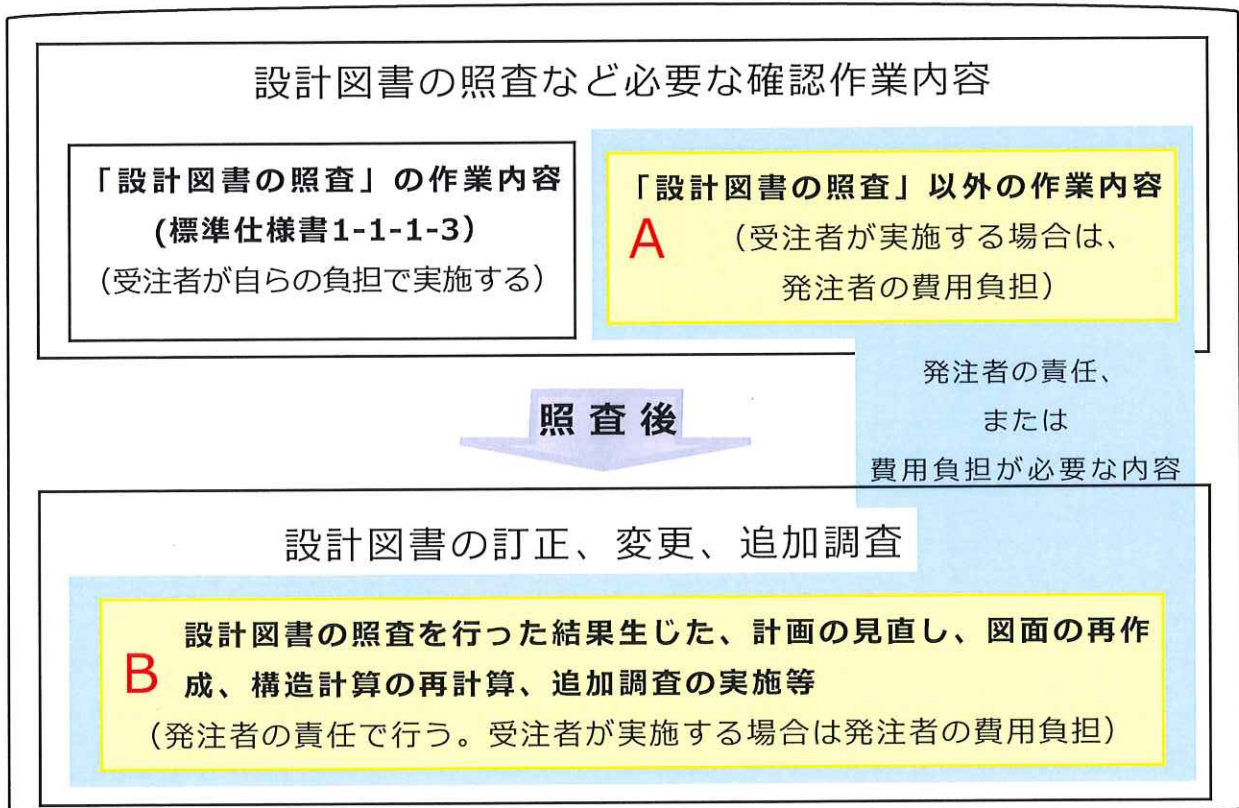


(ex)

- ア) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- イ) 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
- ウ) 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。
- エ) 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。
- オ) 第三者機関等による新たな制約等が課せられた。

#### (4) 設計図書の照査及びその範囲を超えるもの

##### 1) 設計図書の照査に関連する作業の位置付け



■ は、受注者が自らの負担で行う「設計図書の照査」の範囲を超えると考えられるものです。(発注者の責任、または費用負担が必要な内容)

##### 1) 照査範囲を超える具体的な業務事例

###### (ア) Aに該当するもの

- ① 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う設計委託業務で行うべき照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠の見直しや、その工事費の算出。

(イ) Bに該当するもの

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。但し、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑦ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑧ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 舗装修繕工事の縦横断設計で当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。(なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事標準仕様書「3-1-6-15路面切削工」「3-1-6-17オーバーレイ工」「8-13-4-5切削オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- ⑩ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑪ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑫ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑬ 照査の結果必要となった追加調査の実施。

<例> ・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工(裏込め注入工)の施工に際し、周辺地域への影響調査
- ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
- ・移設不可能な埋設物対策

⑭ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成。

注1) 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

注2) V E 提案の資料作成費用は受注者の負担となる。

2) 照査範囲を超える業務の対応について

① 照査範囲を超える測量・調査・設計業務を必要とする場合は、原則として発注者が小規模修正委託等を別途発注することにより対応する。

② ①の業務については、受発注者間の協議が整った場合に限り、受注者に依頼することができる。

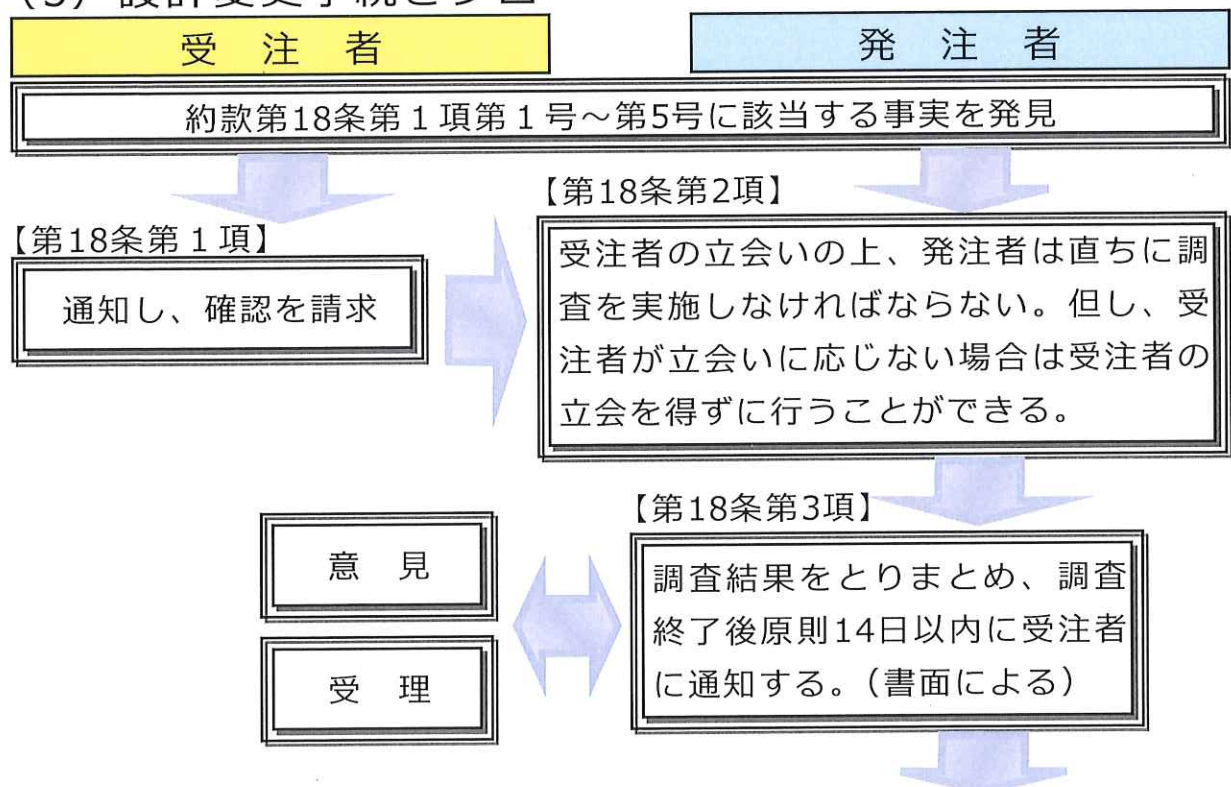
③ 受注者に依頼する場合、上記業務に伴う費用として、測量・調査・設計業務の諸経費等を含んだ金額を計上する。

また、この費用については、工事の間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の対象額としない。

3) 注意事項

適正な設計図書に基づく数量の算出及び出来形展開図などの作成に係る費用は受注者の負担である。

### (5) 設計変更手続きフロー



第18条第1項の事実及び変更の必要があると認められるときは、以下の手続に従い、設計図書の訂正又は変更を行なう。

**〈発注者が行う〉**

- 第18条第1項第1号～3号に該当し、設計図書を訂正する必要があるもの
- 第18条第1項第4号～5号に該当し、設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴うもの

**〈発注者と受注者が協議して、発注者が行う〉**

- 第18条第1項第4号～5号に該当し、設計図書を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないもの（施工方法など）

**【第18条第5項】**

設計図書の訂正又は変更が行われた場合、必要が認められるときは工期若しくは請負代金額を変更する。

**【第23条】【第24条】**

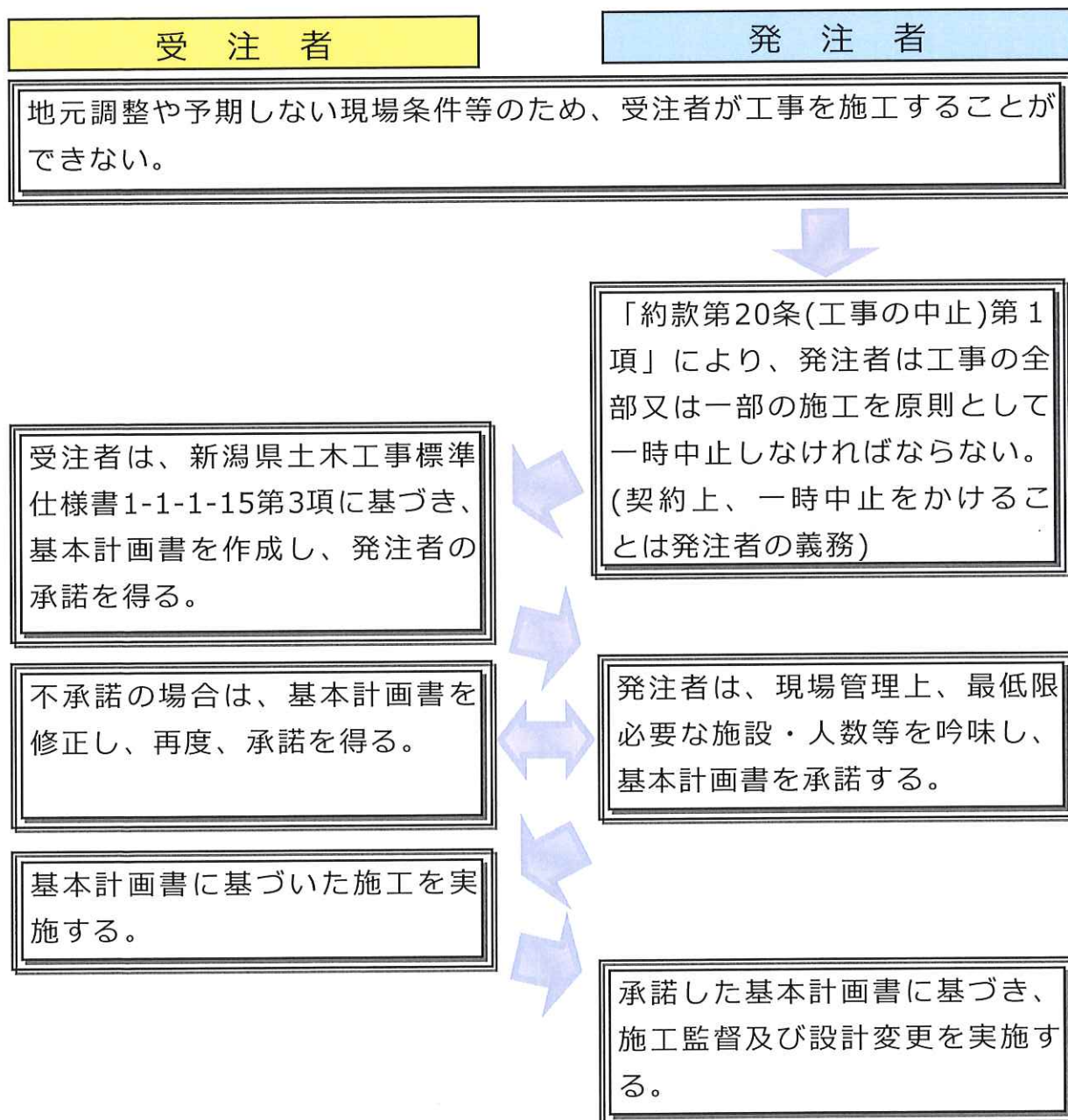
工期及び請負代金額の変更は、発注者と受注者が協議して定める。但し、協議開始日から14日以内に整わない場合は、発注者が定め受注者に通知する。

## 5. 工期に関する設計変更

### (1) 工事の中止の場合（約款第20条）

発注者は工事を一時中止した場合において必要が認められるときは、第20条第3項に基づき、請負代金額や工期を変更します。但し、中止がごく短期期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除きます。

また、工事の一時中止に伴う増加費用については、新潟県土木部積算基準及び標準歩掛に基づき算定します。



(ex)

- ア) 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- イ) 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了。
- ウ) 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。
- エ) 受注者の責によらないトラブル(地元調整など)が生じた。
- オ) 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- カ) 予見できない事態が発生した。(地中障害物の発見等)
- キ) 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない。
- ク) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることができない。
- ケ) 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない。

## 1) 工期の変更

- ① 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ② 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ③ このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

※ 工期の変更に際しては、年度をまたぎ予算の繰り越し手続きが必要にならないか、出水期に近づき再度中止する可能性はないか等、十分留意すること。

## 2) 請負代金額の変更

- ① 発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
- ② 増加費用について

工事用地等を確保しなかった場合、暴風の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

### ア) 増加費用の範囲

- 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

## イ) 増加費用の算定

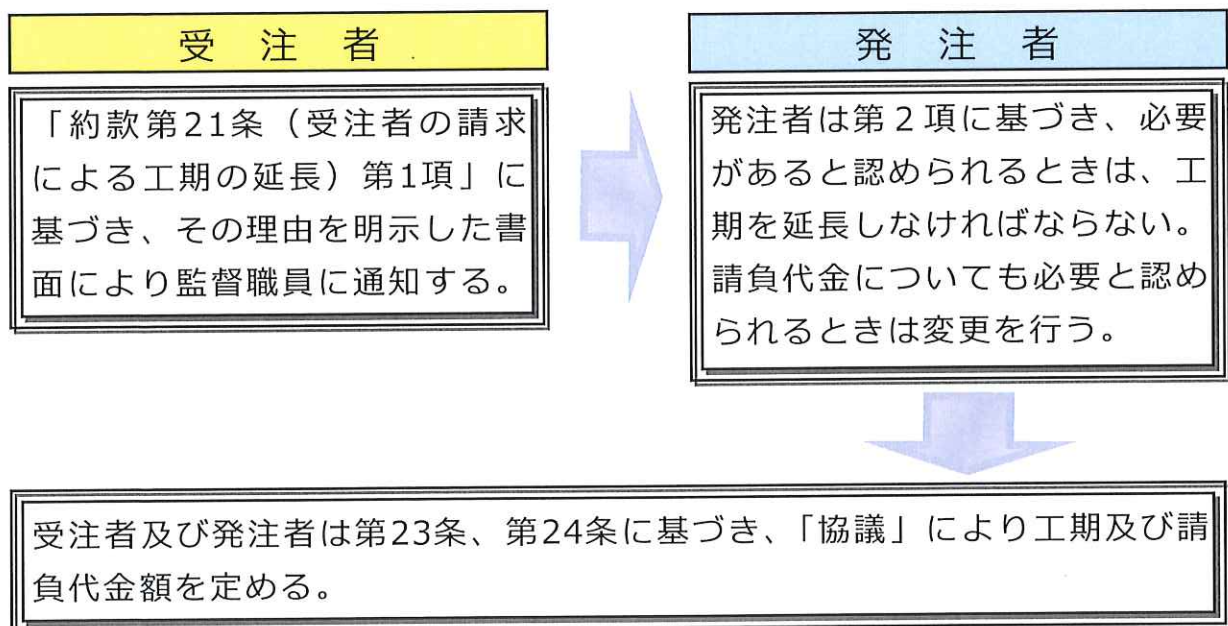
- 受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者協議して行う。
  - 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
  - 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。
- ③ 損害の負担について

発注者に過失がある場合に生じたもの事情変更により生じたもの。

※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

## (2) 受注者からの請求による工期の延長 (約款第21条)

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長を請求することができます。



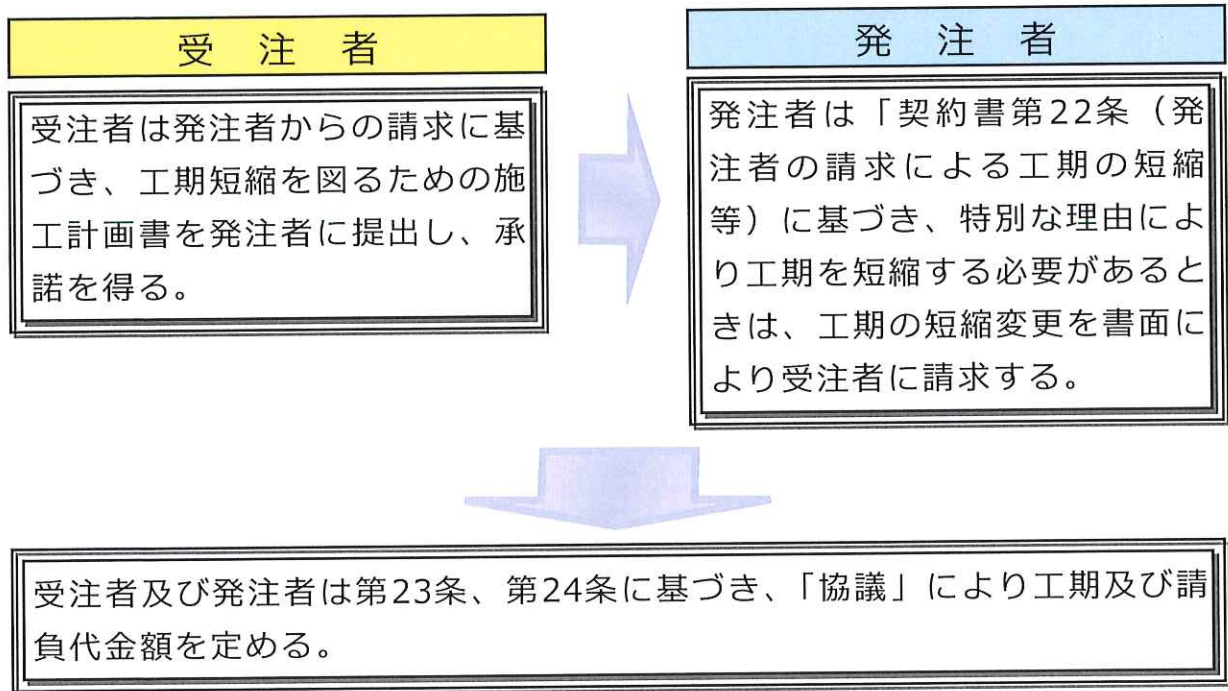
(ex)

- ア) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた。
- イ) 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた。
- ウ) 受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた。

### (3) 発注者の請求による工期の短縮

#### (約款第22条)

約款上、発注者は受注者に対し、特別な理由がある場合は工期の短縮を請求できますが、工期の延長は請求できません。



(ex)

- ア) 供用予定日などが決定している現場において、工事一時中止が生じ、工程を延長したいものの、工期を延長することができない。
- イ) 関連工事等の影響により、工期短縮が必要となった。
- ウ) その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要となった。



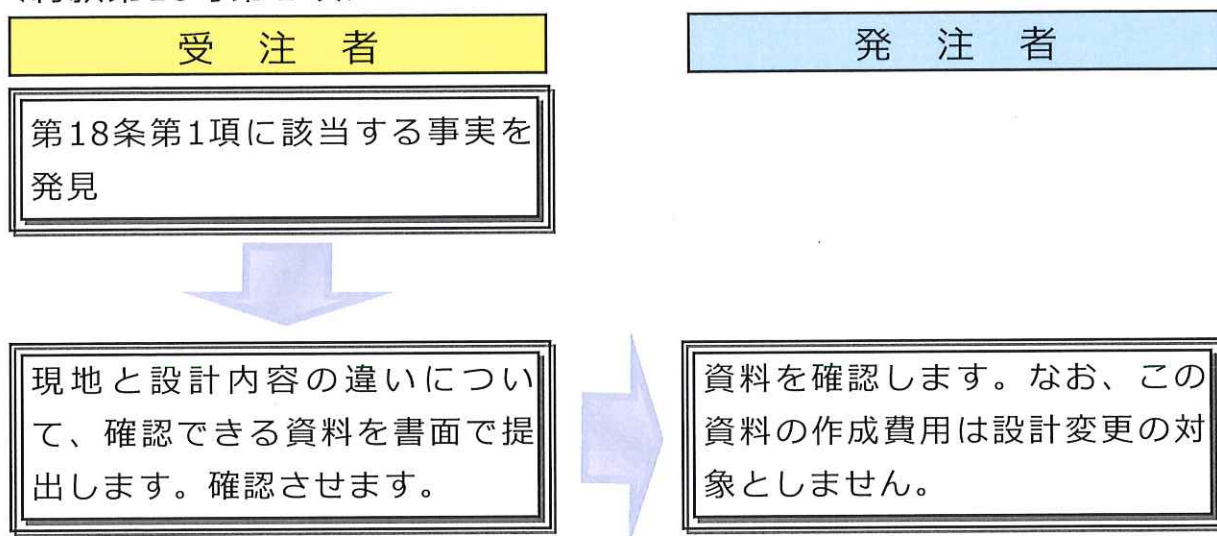
## 6. 設計変更に関わる資料の作成

### (1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。

なお、これら資料の作成に必要な費用については、契約変更の対象となりません。設計照査に必要な資料の作成は受注者が行います。

<約款第18号第1項>



### (2) 設計変更に必要な資料作成

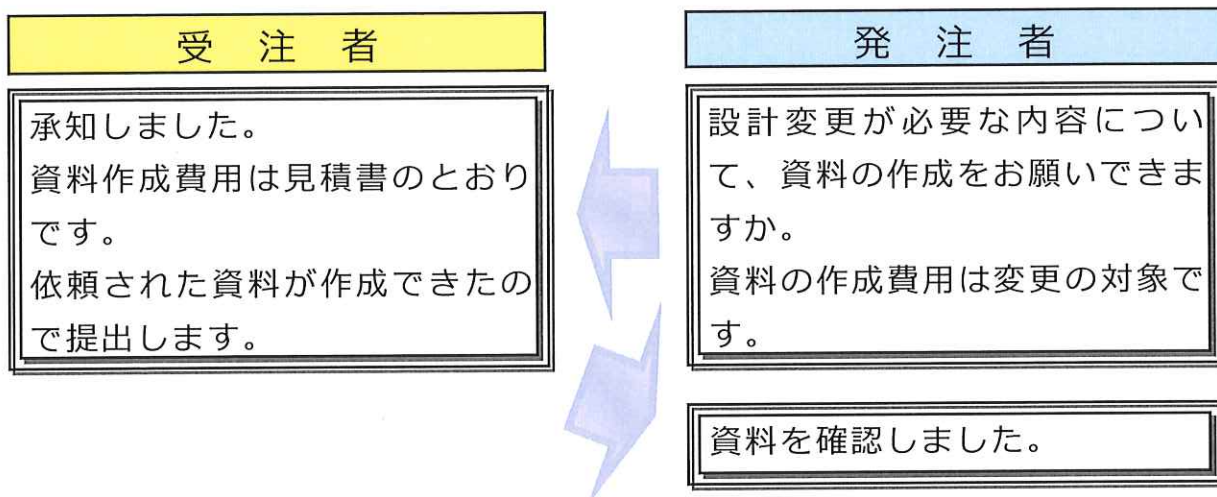
約款第18条第1項に基づき、設計変更をするために必要な資料の作成は、約款第18条第4項に基づいて、原則、発注者が行います。

但し、設計変更をするために必要な資料の作成を発注者に依頼する場合は、適切な費用を発注者が負担しなければなりません。

設計変更に必要な資料の作成は、原則、発注者が行います。また、設計変更に必要な資料の作成を受注者に依頼する場合は、資料作成の費用は発注者が負担することになります。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受・発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。

- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に係わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、積算基準及び標準歩掛などを参考とする。



## 7. 条件明示について

施工条件は契約条件であるので、設計図書の中で明示します。

また、明示される条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応することになります。

| 明示項目 | 明 示 事 項   |
|------|---|
| 工程関係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> </ol> |

|         |   |
|---------|---|
|         | 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。  |
| 用地関係    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その使用条件、復旧方法等。</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol>   |
| 公害関係    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</li> </ol>          |
| 安全対策関係  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>2. 水道、電気、ガス、電話、鉄道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合はその内容。</li> <li>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>                      |
| 工事用道路関係 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合はその処置内容。</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> </ol> </li> </ol> |

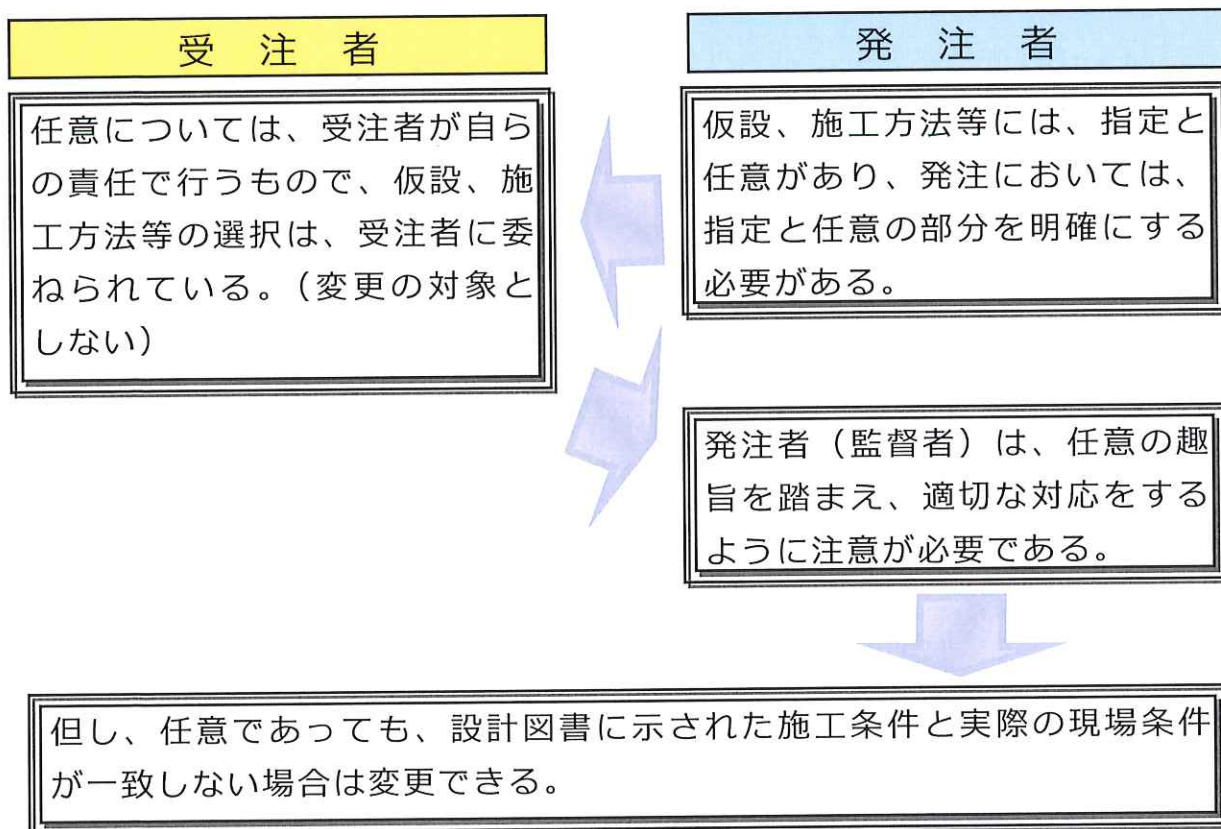
|         |  |
|---------|--|
|         | <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。</p>  |
| 仮設備関係   | <p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</p>  |
| 建設副産物関係 | <p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合はその内容。</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件及び運搬距離。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、運搬距離、時間等の処分条件。</p>   |
| 工事支障物件等 | <p>1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</p>   |
| 薬液注入関係  | <p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。</p>  |
| その他     | <p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。</p> <p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。</p> |

## 8. 指定・任意の使い分け

### (1) 基本事項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

1. 任意については、その仮設、施工方法等の一切の手段の選択は、受注者がその責任において行う。
2. 任意については、当初積算と現場の内容、施工方法に変更・相違があっても、原則として設計変更の対象としない。
3. 指定・任意ともに、設計図書に示された施工条件（当初積算時の想定）と実際の現場との施工条件が一致しない場合は、変更できる。



### (2) 留意事項

指定・任意については下記の事項に留意してください。

- 1) 当初積算において発注者は、指定と任意の部分を明確にする。
- 2) 任意においては、任意の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であり、下記の対応は不適切な対応といえる。

- × ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
  - × 標準歩掛ではバックホウで積算しているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
  - × 仮設工を任意としているので、「変更は不可」
  - × 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。
- 3) 任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に相違がある場合は、設計変更の対象とする。
- 4) 仮設工を任意とする場合でも、受注者が施工条件を把握できるように、工種及び規模等を明示すること。

### (3) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

#### 1) 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。

#### 2) 指定と任意の考え方

| 項目                | 指定   | 任意                      |
|-------------------|--|-------------------------|
| 設計図書              | 施工方法等について具体的に指定する  | 施工方法等について具体的には指定しない     |
| 施工方法等の変更          | 発注者の指示又は承諾が必要  | 受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要） |
| 施工方法の変更がある場合の設計変更 | 設計変更の対象とする   | 設計変更の対象としない             |
| 条件明示の変更に対応した設計変更  | 設計変更の対象とする   | 設計変更の対象とする              |
| その他               | ～指定仮設とすべき事項～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合</li> <li>・ 仮設構造物を一般交通に供する場合</li> <li>・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合</li> <li>・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合</li> <li>・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合</li> <li>・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設</li> </ul> |                         |

#### (4) 指定仮設と任意仮設の定義

指定仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならない仮設物です。

任意仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行う仮設物です。

### 9. 関連事項

#### (1) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになる。

##### 【入札前】

- 工事の入札に当たっては、入札公告又は指名通知書、図面、特記仕様書、工事数量総括表、参考資料、建設工事請負基準約款等をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- 設計図書等について疑義があるときは、質問回答書により回答を求めることができる。

##### 【契約後】

- 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。(標準仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等)

## 巻末資料

### (1) 設計変更に関する用語の定義

「設計変更」・・・ 契約変更の手続きの前に、当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること。

「契約変更」・・・ 契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること。

「指示」、「承諾」等・・・ 新潟県土木工事標準仕様書その3  
p.7土木工事監督技術基準－第2条  
(用語の定義)による。

### (2) 概算金額の記載方法

- 1) 記載する金額は、百万円単位を基本とし、百万円未満の場合は十  
万円単位、十万円未満は万円単位とする。
- 2) 概算金額（または増減額）は、類似する他工事や設計業務等の成  
果、協会資料などの資料を用いて算出することもできるが、その際  
には、受注者に対して出典先や算出条件等を明示する。
- 3) 既出工種の数量変更に伴う概算金額（または増減額）は記載不要。

#### (ア) 発注者からの先行指示の場合

- 1) 新たな工種（条件変更が生じる任意仮設工の工法変更などを含む）  
の場合に、その内容に伴う概算金額（または増減額）を記載する。

#### (イ) 受・発注者間の協議による指示の場合

- 1) 協議時に受注者から見積書の提出があり、かつ、指示する作業が  
新たな工種（条件変更が生じる任意仮設工の工法変更などを含む）  
の場合に、その内容に伴う概算金額（または増減額）を記載する。
- 2) 概算金額としては、協議時に見積書の妥当性（単価、歩掛、積算  
条件、設計条件など）を確認し、妥当性が確認された場合に、その  
見積書の「額」と「受注者の提示額である」ことを記載する。
- 3) 見積書に妥当性が確認できない場合は、概算金額を記載しないと  
共に、別途協議が必要である旨を回答する。